

6 東彼杵町規則第 8 号

東彼杵町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 9 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎



歳入を町長の指示する期日までに、公金取扱銀行に払い込み、かつ、その内容を示す計算書を町長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更請書の作成)

第83条の2 契約を変更しようとするときは、前条及び第83条の4の規定にかかわらず、変更請書を徴しなければならない。

(中間前金払)

第92条の3 町長は、地方自治法施行規則附則第3条第2項の規定に基づき、前条第2項の規定により前金払をした土木建築に関する工事において、別に定めるところにより、当該前金払に追加して前払金を支払うことができる。

歳入を町長の指示する期日までに、公金取扱銀行に払い込み、かつ、その内容を示す計算書を町長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更請書の作成)

第83条の2 契約を変更しようとするときは、第83条及び第83条の4の規定にかかわらず、変更請書を徴しなければならない。

(中間前金払)

第92条の3 町長は、地方自治法施行規則附則第3条第3項の規定に基づき、前条第2項の規定により前金払をした土木建築に関する工事において、別に定めるところにより、当該前金払に追加して前払金を支払うことができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。